

コメの農産物検査

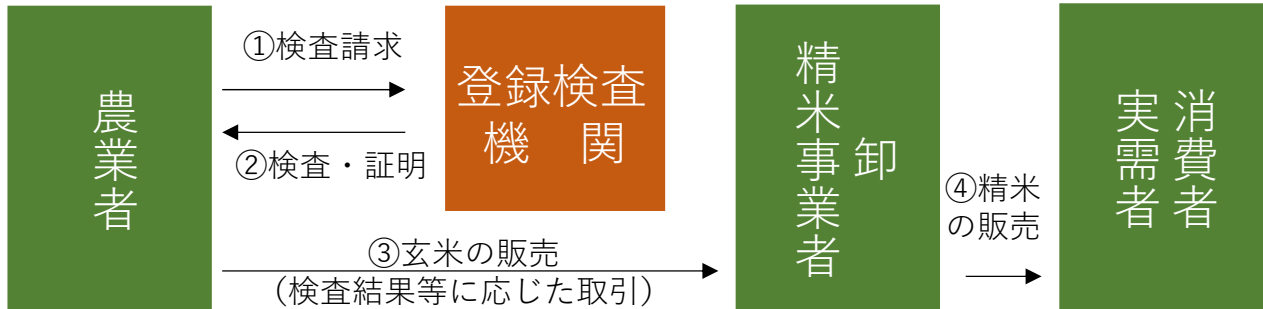


農林水産省
農産局穀物課

コメの農産物検査について

- 農産物検査は「農産物検査法」に基づき、民間の登録検査機関が実施している検査で、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的としています。

(農産物検査を活用したコメ流通の例)



○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

○ 検査の内容

- ① 品位等検査：種類（もみ、玄米、精米）、銘柄、品位（等級）、量目、荷造り、包装
- ② 成分検査：たんぱく質、アミロース

(検査証明書の例)

検査証明書	
令和〇年産	種類 水稻うるち玄米
銘柄 〇〇県産コシヒカリ	
正味重量規格 〇〇kg	等級
荷造り、包装及び左記の事項を証明する。	
〇〇登録検査機関	
〇年〇月〇日	

農産物検査の流れ

(国内産水稻うるち玄米の例)

包装検査

規程の材料であるかどうか、検査の荷役に耐えられるかどうかを確認します。

量目（重さ）検査

正味重量を計量します。



品位検査

被害粒の混入程度や水分等を確認します



銘柄検査

品種関連情報（種子の購入記録や栽培記録等）を事前に収集し、目視により銘柄を鑑定します。



※ 令和4年産米の検査より目視鑑定から書類判定に変更します。

（登録検査機関の判断により、目視を併用することは可能）

検査証明発行

農産物検査の規格の見直しについて

農産物検査規格が農産物流通や消費者ニーズに即した合理的なものとなるよう、検討会を令和2年9月に設置し、8回の検討を経て、全ての検討事項について結論を得ました。この結論に基づき、実務的・技術的な検討を進めています。

1 サンプルング方法の見直し

検査コスト低減に向け、サンプルング方法の簡素化を決定。
(令和3年産米の検査から適用)

2 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止について

現在の農産物検査における量目の検査について、「皆掛重量」の証明を廃止し、「正味重量」のみの証明とすることを決定。(令和3年産米から適用)

3 荷造り・包装規格の見直しについて

荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない新素材の包装容器が活用できるように、新規格を制定する。(令和3年中に農産物検査規格を改正)

4 銘柄の検査方法等の見直し

銘柄の検査について、現在の目視による鑑定から書類による審査に見直す。
また、現在、都道府県毎に検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定し、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も検査を受けられるよう見直す。(初回の改正は令和3年中に行う)

5 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定

現行の規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」を策定することを決定。
(令和4年産米の検査から適用)

6 スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定

コメのスマートフードチェーンの構築と、それを活用したJAS規格を民間主導により策定することを決定。(令和5年産米からの実現を目指す)

【その他措置済の事項】

7 AI画像解析等による
次世代穀粒判別器の開発
【R3予算措置済】

8 農産物検査を要件とする
補助金・食品表示制度の
見直し【R2措置済】

農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室



詳細は、
こちらをご覧
下さい。